

地域生活支援事業に係る利用者負担金上限額に関する要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業を利用する障害者又は障害児の保護者（以下「利用者」という。）が支払うべき負担金の月額上限額（以下単に「上限額」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 上限額を定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第8号）第3条第3号に規定する日中一時支援事業
- (2) 障害児者日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）の規定による日中一時支援事業
- (3) 障害児者移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）の規定による移動支援事業

(上限額)

第3条 同一月内における、前条各号に掲げる事業（以下単に「事業」という。）に係る利用者が支払うべき負担額の合算額が次項に規定する上限額を超える場合、利用者は当該上限額を負担するものとする。

2 上限額は、利用者の所得等の区分に応じて第1号にそれぞれ定める額から第2号に定める額を控除した額とする。

(1) 利用者の所得等の区分に応じて定める額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 37,200円

イ 利用者のうち、障害者であって、当該利用者及び当該利用者と同一の世帯に属するその配偶者について事業を利用した月の属する年度（事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満であるもの（エに掲げ

る者を除く。) 9,300円

ウ 利用者のうち、障害児の保護者であって、当該利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者について事業を利用した月の属する年度（事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの（イ及びエに掲げる者を除く。） 4,600円

エ 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にあつては、その配偶者に限る。）が事業を利用した月の属する年度（事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用者又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が事業を利用した月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を含むものとする。）若しくは要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者を含むものとする。）である者であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第27条に規定する者に該当する場合における当該利用者 0円

(2) 次に掲げる額を合算した額

ア 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスに要した費用から法第29条の規定による介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第30条の規定による特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費として支給を受けた額を控除した額

イ 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援に要した費用から同法第21条の5の3の規定による障害児通所給付費又は同法第21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費として支給を受けた額を控除した額

（その他）

第4条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。